

令和 7 年 1 月 6 日

○行政処分問い合わせ先

健康福祉部障害政策課施設利用支援係

電話：027-226-2632 内線：2549

○監査結果問い合わせ先

健康福祉部監査指導課監査指導第三係

電話：027-226-2556 内線：2556

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の 行政処分について

指定障害福祉サービス事業者に対して監査を実施したところ、障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号、7 号、8 号に該当する事実が認められたため、本日、下記のとおり行政処分を行いました。

記

1 対象事業者

事業者の名称 株式会社リッキー
代 表 者 代表取締役 永井 清道
事業者の住所 群馬県佐波郡玉村町川井 2 0 6 8 番地 1

2 対象事業所

事業所の名称 ふらっとにしきの
事業所の所在地 群馬県佐波郡玉村町川井 2 0 6 8 番地 1
サービスの種類 就労継続支援 B 型
指 定 年 月 日 平成 3 0 年 1 2 月 1 日
事 業 所 番 号 1 0 1 2 8 0 0 2 0 5

3 処分の内容

指定の取消し（効力発生年月日：令和 8 年 1 月 1 日）

4 処分の理由

（1）不正請求【障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号該当】

次のとおり訓練等給付費を不正に請求し受領した。

ア 不正請求額等(概算)

内容	就労継続支援 B 型
対象となる利用者	延べ利用者数 1 1 人 実利用者数 1 人
不正件数	1 1 件
不正請求期間	令和 6 年 2 月から令和 6 年 1 2 月
不正請求額	1,244,112 円

イ 不正請求の内容

利用者 1 名について、令和 6 年 2 月から通所していないにもかかわらず、事業所に通所したものとして、個別支援計画、業務日誌（サービス提供実績記録表）及び工賃領収書にかかる虚偽の書類を作成し、令和 6 年 2 月から令和 6 年 1 2 月分までの訓練等給付費(送迎加算等含む)を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽報告【障害者総合支援法第50条第1項第7号該当】

利用者1名について、令和6年2月から令和6年12月の期間通所していないにも関わらず事業所に通所したものとして、個別支援計画、業務日誌（サービス提供実績記録表）及び工賃領収書にかかる虚偽の書類を作成し、令和7年3月7日の立入検査において、書類の提示を求めた際にそれらの虚偽の書類を提示し、虚偽の報告を行った。

(3) 虚偽答弁【障害者総合支援法第50条第1項第8号該当】

令和7年7月30日の立入検査において、令和6年2月から令和6年12月まで利用者1名が通所していないことについて、「通所していた認識であった」と虚偽の答弁を行った。